

宮城県の代表的な取組事例

《目 次》

- | | |
|---------------------------------|------|
| 1 災害時通訳ボランティア(協会委託事業) | …P1 |
| 2 災害時サポート・ウェブ・システム(EMIS) | …P2 |
| 3 多言語表示シート(新聞記事) | …P4 |
| 4 多文化共生研修会 | …P5 |
| 5 多文化共生シンポジウム | …P8 |
| 6 外国人相談センター(協会委託事業) | …P11 |
| 7 外国籍の子どもサポート(協会事業) | …P14 |
| 8 外国人支援通訳サポート(協会事業) | …P18 |
| 9 ニューカマー生活対応支援(協会事業) | …P20 |

【お問合せ先】

宮城県 経済商工観光部 国際政策課 企画・多文化共生班
電話 022-211-2972 FAX 022-268-4639
E-mail kokusai@pref.miyagi.jp

宮城県災害時通訳ボランティアのご紹介

宮城県国際交流協会では宮城県からの受託事業として「宮城県災害時通訳ボランティア整備事業」を運営しています。これは、宮城県内に在住（または滞在）する外国人の被災時におけるコミュニケーション支援を目的としており、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語など全13言語、約70名の災害時通訳ボランティアに登録いただいている（2009年10月末現在）。

コミュニケーション支援と申しましても、様々な段階、ケースが想定されます。全く日本語のできない外国人への通訳支援はもちろんのことですが、日常生活に支障のない日本語レベルの外国人の方々でも、「（災害ボランティアセンター）ニーズ調査」「罹災証明」「損害保険の請求」などの場面ではコミュニケーションに困難を感じことがあります。また、母語で会話することによって心理的なストレスが和らげられることも見逃せない視点です。

今般の岩手・宮城内陸地震における貴社協や栗原市災害ボランティアセンターの活動において、外国籍県民の方々へのボランティア活動やケアに「言葉」「コミュニケーション」の支援が必要な際は、ぜひとも当協会にご連絡くださいますようお願いします。

●災害時通訳ボランティアの活動

- ①関係機関からの依頼に基づき、避難所等で通訳・翻訳
- ②遠隔地からの応援要請に基づき、電話・ファクシミリ等を利用した通訳・翻訳支援業務

●災害時通訳ボランティアの費用弁償

災害時に派遣要請を受け活動を行った災害時通訳ボランティアに対し、通訳・翻訳等ボランティア活動に対する依頼者側の費用負担はありません。

●災害時通訳ボランティアの活動依頼の受付

災害時通訳ボランティアへの活動依頼の受付は、当協会が行います。ただし、電話の輻輳などで協会へ連絡が取れない場合は、宮城県経済商工観光部国際政策課でも受付を行います。

【連絡先（主）】

財団法人宮城県国際交流協会

電話：022-275-3796 防災行政無線：7-222-2711～3
(仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 宮城県仙台合同庁舎7階)

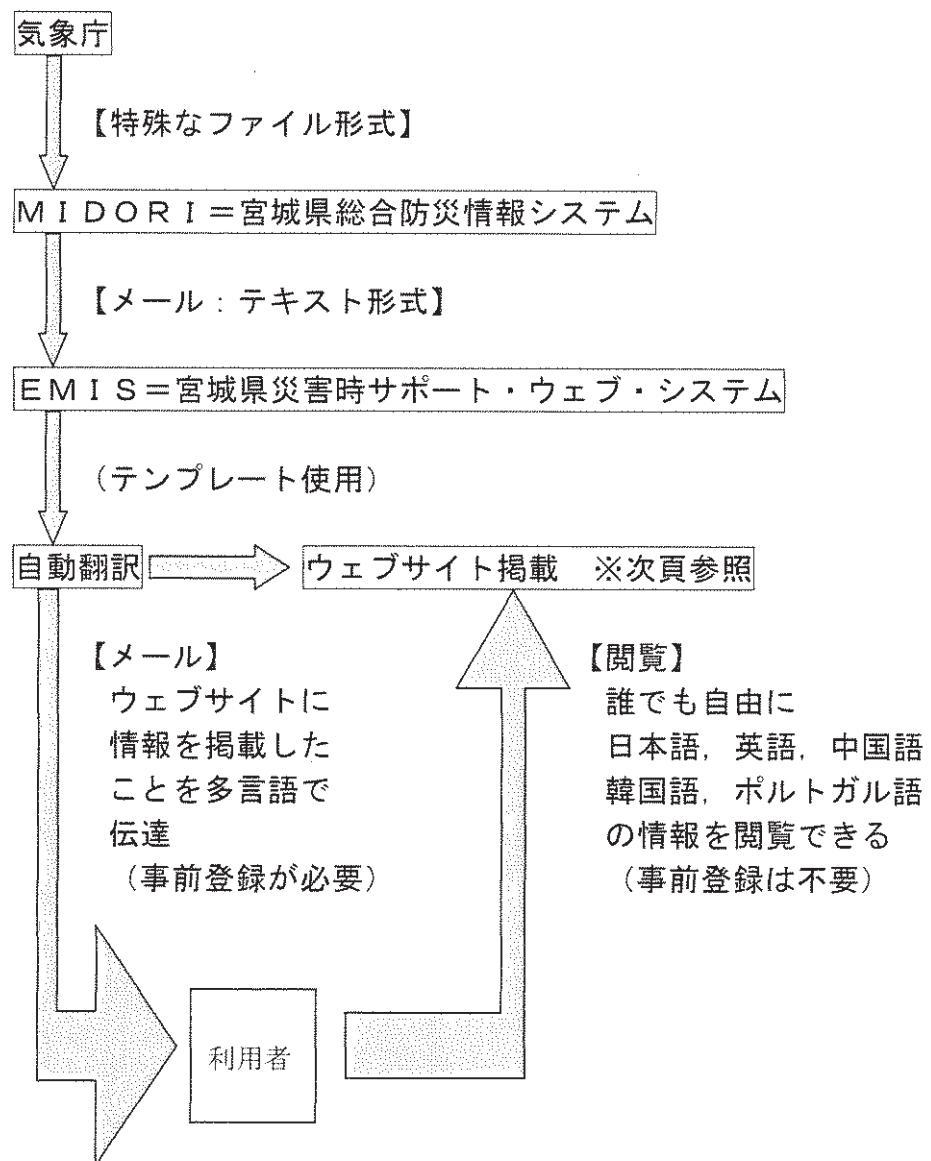
【連絡先（副）】

宮城県経済商工観光部国際政策課企画・多文化共生班

電話：022-211-2972 防災行政無線：7-220-8-2972

宮城県災害時サポート・ウェブ・システム（EMI S）

《フロー図》



- システム構成：クライアントサーバ型
- ネットワーク構成：情報系 LAN
- サーバロケーション：委託業者データセンター
- システム開発費：約 330 万円
- システム運用費：年約 218 万円（181,650 円／月）
- 自動翻訳の仕組：予め準備したテンプレートを使用し、機械的に処理

《ウェブサイト画面》

The screenshot shows the homepage of the EMIS system. At the top, there is a navigation bar with links for 'ファイル' (File), '編集' (Edit), '表示' (View), 'お気に入り' (Favorites), 'ツール' (Tools), and 'ヘルプ' (Help). Below the navigation bar is a search bar and a toolbar with various icons. The main content area features a banner for 'EMIS 宮城県災害時外国人サポート・ウェブ・システム' (EMERGENCY INFORMATION SYSTEM FOR FOREIGNERS IN MIYAGI). A sidebar on the left contains links for '最新情報' (Latest Information), '地震情報' (Earthquake Information), '気象情報' (Weather Information), '津波情報' (Tsunami Information), and 'その他のお知らせ' (Other Notices). The main content area displays information about an earthquake: '震度情報' (Magnitude Information) showing a magnitude of 0 at 16:31 on December 23; '津波情報' (Tsunami Information) stating no tsunami warning; and 'その他のお知らせ' (Other Notices) regarding a magnitude 4.4 earthquake at 7:31 on December 7.

This screenshot shows a different page from the EMIS system. It has a similar header and navigation bar. The main content area features a large QR code and text in Japanese. The text includes instructions for 'メール配信登録手続き' (Email distribution registration procedure) and 'EMIS災害情報をメールで送ります' (We will send you disaster information via email). The right side of the screen displays several sections of text, likely related to earthquake information, including '地震情報' (Earthquake Information) for a magnitude 1.1 event on October 30, 2013, and '津波情報' (Tsunami Information) for a magnitude 0.8 event on July 21, 2013.

1121. 9. 25 (金) 河北朝刊

外国人に

暫給時刻
医師がいます

このみすばのめません。

この水は飲めません。

此處的水不能飲用。

此處的水不能飲用。

이 물은 마실 수 없습니다.

このみすばのめません。

この水は飲めません。

此處的水不能飲用。

이 물은 마실 수 없습니다.

このみすばのめません。

この水は飲めません。

此處的水不能飲用。

이 물은 마실 수 없습니다.

「めません」といつた呼び掛けの表現5種類を作った。日本語基本では、炊き出るなどをして日本語が不得手人に配慮した。拡大コピとして避難所の自立場報所に張り出し、いつでも情報が入手できるようにする。県国際政策課は「県内在住の外国人も増えており、災害時の情報伝達が課題となっている。非常時に活用する意を払ってほしい」と話した。外国人への情報伝達用に専門が作ったシート

幸報伝云々

このみすばのめません。
この水は飲めません。
This water is not suitable for drinking.
Esta água não é potável.
Hindi maaengiun ang tubig na nito.

このみすばのめません。

この水は飲めません。

This water is not suitable for drinking.

Esta água não é potável.

Hindi maaengiun ang tubig na nito.

このみすばのめません。

この水は飲めません。

This water is not suitable for drinking.

Esta água não é potável.

Hindi maaengiun ang tubig na nito.

このみすばのめません。

この水は飲めません。

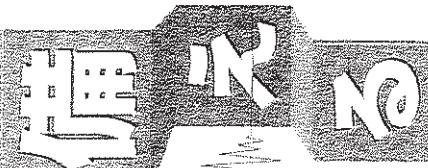
This water is not suitable for drinking.

Esta água não é potável.

Hindi maaengiun ang tubig na nito.

「めません」といつた呼び掛けの表現5種類を作った。日本語基本では、炊き出るなどをして日本語が不得手人に配慮した。拡大コピとして避難所の自立場報所に張り出し、いつでも情報が入手できるようにする。県国際政策課は「県内在住の外国人も増えており、災害時の情報伝達が課題となっている。非常時に活用する意を払ってほしい」と話した。外国人への情報伝達用に専門が作ったシート

6ヵ国語シート作成



宮城沖・大地震

発生が確実化する宮城もつ。県沖地震などの災害時、避難シートは英語と中国語で難所に身を寄せた外国人へ韓国語、ポルトガル語、タガログ語で告知するシートとして県が口語で簡単な日本語をは拿事の配給時刻などをもて使用。「救護所」「ドヤレ」は力国語で告知するシートをなど表示のほか、「医師が作製した市町村に配つています」「室内では静かに非常時に避難所で活用してしましよう」この水は飲

県、避難所で活用

平成20年度 多文化共生研修会

【市町村研修会】

① 実施年月日	平成21年3月24日（火）
② 講師名及び職名	i) 奈良岡慧美 みやぎ外国人相談センター相談員 ii) 横山弘達 仙台市企画市民局総合政策部交流政策課主事 亀山友夏 石巻市企画部市民活動推進課主事 阿部久人 気仙沼市企画部まちづくり推進課係長 永澤みよ子 川崎町市民生活課係長
③ 講演題目・討議テーマ	i) 外国人県民等から見た地域に求められる多文化共生 ii) 事例紹介
④ 対象者	市町村国際担当課職員、国際交流協会職員
⑤ 参加人員	17人
⑥ 開催場所	宮城県本町分庁舎 602会議室

【相談員研修会】

① 実施年月日	平成21年1月29日（木）
② 講師名及び職名	i) 西上紀江子 NPO法人国際ボランティアセンター山形理事 ii) 何敏 財団法人福島県国際交流協会多言語コーディネーター
③ 講演題目・討議テーマ	i) 事例から学ぶ外国人をめぐる相談対応の心構え ii) 福島県の外国人相談事例
④ 対象者	市町村国際担当課職員、国際交流協会職員、日本語講座講師
⑤ 参加人員	28人
⑥ 開催場所	宮城県仙台合同庁舎 (財)宮城県国際交流協会研修室

【保健福祉研修会】

<p>① 実施年月日</p> <p>② 講師名及び職名</p> <p>③ 講演題目・討議テーマ</p> <p>④ 対象者</p> <p>⑤ 参加人員</p> <p>⑥ 開催場所</p>	<p>平成21年2月5日（木）</p> <p>i) 千葉ますみ 登米市市民生活部健康推進課技術主幹 ii) 鈴木セルバ、高橋オレナ 外国人当事者</p> <p>i) 母子保健事業を通じての外国人対応事例 ii) 日本での子育てや生活習慣等について</p> <p>県保健福祉担当職員、市町村保健福祉担当職員など</p> <p>17人</p> <p>宮城県石巻合同庁舎 旧保健所棟2階会議室</p>
<p>① 実施年月日</p> <p>② 講師名及び職名</p> <p>③ 講演題目・討議テーマ</p> <p>④ 対象者</p> <p>⑤ 参加人員</p> <p>⑥ 開催場所</p>	<p>平成21年2月25日（水）</p> <p>i) 横山勝 横山勝行政書士事務所行政書士 ii) 大村昌枝 財団法人宮城県国際交流協会企画事業課長</p> <p>i) 外国人をとりまく日本の法制度 ii) 宮城の国際化の現状と外国人相談センターでの相談対応業務を通じて</p> <p>県保健福祉担当職員、市町村保健福祉担当職員など</p> <p>16人</p> <p>宮城県気仙沼保健福祉事務所 大会議室</p>
<p>① 実施年月日</p> <p>② 講師名及び職名</p> <p>③ 講演題目・討議テーマ</p> <p>④ 対象者</p> <p>⑤ 参加人員</p> <p>⑥ 開催場所</p>	<p>平成21年2月26日（木）</p> <p>i) 横山勝 横山勝行政書士事務所行政書士 ii) 大村昌枝 財団法人宮城県国際交流協会企画事業課長</p> <p>i) 外国人をとりまく日本の法制度 ii) 宮城の国際化の現状と外国人相談センターでの相談対応業務を通じて</p> <p>県保健福祉担当職員、市町村保健福祉担当職員など</p> <p>13人</p> <p>宮城県大崎合同庁舎 501会議室</p>

平成21年度 多文化共生研修会

【市町村研修会】

① 実施年月日	平成21年9月3日（木）
② 講師名及び職名	i) 市瀬智紀 宮城教育大学准教授 ii) 大村昌枝 (財)宮城県国際交流協会企画事業課長 iii) 梶原美佳 ハヨンインターナショナルスクール代表取締役
③ 講演題目・討議テーマ	i) 宮城県多文化共生推進計画の策定経緯と最近の多文化共生に関する動き ii) 外国人を取り巻く県内の現況と宮城県国際交流協会の取組 iii) 外国人県民当事者の視点での行政への提言
④ 対象者	市町村国際担当課職員、国際交流協会職員
⑤ 参加人員	25人
⑥ 開催場所	宮城県庁 第二入札室

【学校教育研修会】

① 実施年月日	平成21年11月2日（月）
② 講師名及び職名	i) 市瀬智紀 宮城教育大学准教授 ii) 見田茂紀 宮城県経済商工観光部国際政策課主任主査 iii) 高橋義孝 宮城県教育庁義務教育課課長補佐 iv) 大泉貴広 (財)宮城県国際交流協会主任 v) 大島希美 仙台市立高砂小学校教諭
③ 講演題目・討議テーマ	i) 地域の多文化化・国際化に対応できる学校現場 ii) 宮城県の外国人県民を取り巻く現状と多文化共生施策 iii) 県内の外国人児童生徒の現況と教員の加配等に関する制度・現状 iv) 宮城県国際交流協会の取組 v) 外国人児童生徒の支援～国際教室の取組から～
④ 対象者	県内小中学校教員
⑤ 参加人員	57人
⑥ 開催場所	宮城県教育研修センター 大講義室

平成20年度 多文化共生シンポジウム

【多文化共生シンポジウム】

<p>① 実施年月日 ② 事業名 ③ 事業の概要 ④ その他</p>	<p>平成20年12月14日（日） 多文化共生を考えるシンポジウム in 登米 「輝け！宮城に暮らす外国人女性たち」と題するシンポジウムを開催し、多文化共生社会の実現に向け県民への意識啓発を促した。 ○ 参加対象 一般県民 ○ 参加人員 約60人 ○ 開催場所 登米市迫公民館 コーディネーター 大村昌枝 (財)宮城県国際交流協会企画事業課長 パネリスト 阿部まり 外国人支援通訳サポートー 佐藤亜由美 外国人支援通訳サポートー 小野寺幹男 登米日本語講座講師 川島保美 粟原市国際交流協会会长 啓発ツールとして、スティックマグネットを作成・配布したほか、多文化共生に関するパネル等を作成・配置した。</p>
<p>① 実施年月日 ② 事業名 ③ 事業の概要 ④ その他</p>	<p>平成21年2月22日（日） 多文化共生を考えるシンポジウム in 石巻 「輝け！宮城に暮らす外国人女性たち」と題するシンポジウムを開催し、多文化共生社会の実現に向け県民への意識啓発を促した。 ○ 参加対象 一般県民 ○ 参加人員 約50人 ○ 開催場所 石巻文化センター第4研修室 基調講演講師 李仁子 東北大学大学院准教授 コーディネーター 大村昌枝 (財)宮城県国際交流協会企画事業課長 パネリスト 梶原美佳 櫛ハヨンコリア代表取締役 畢竟君 南三陸町立戸倉中学校非常勤講師 清水孝夫 国際サークル友好21事務局 広報・啓発ツールとして、ポスター・チラシ、封筒を作成・配布したほか、多文化共生に関するパネル等を作成・配置した。</p>



～多文化共生社会に向けた地域の役割について考える～

平成21年12月6日(日)14時から17時まで

気仙沼市地域交流センター(アーチャーフォートホール)

入場料無料(要事前からお申込みください)

スケジュール

14:00 開会

(第1部)

14:05 ~ 15:15 地域講演

「地域における日本語教室の役割」

のしら日本語学習会代表 北川 裕子 氏

15:15 ~ 15:35 現状報告

「宮城における多文化化の現状」

東宮城県国際交流協会企画事業課長 大村 昌枝 氏

(第2部)

15:45 ~ 16:55 パネルディスカッション

「多文化共生社会に向けた地域の役割について考える」

コーディネーター 大村 昌枝 氏

パネリスト 気仙沼市小さな国際大使館館長 アブドラ・ムザファー氏(クウェート国籍)

パネリスト 日本語教室ボランティア「はまろう会」代表 千葉 美佐子 氏

パネリスト 気仙沼市在住 豊原 マリア 氏(フィリピン共和国出身)

コメンテーター 北川 裕子 氏

17:00 閉会

- はまろう会による日本語教室の紹介
- 東宮城県国際交流協会による「多文化共生社会に向けた地域の役割」についての説明
- パネルディスカッションによる意見交換

ISOC INK

国際会議 シナリオプロジェクト in 仙台

～外国人児童生徒の教育支援について考える～

平成21年12月13日(日) 14時から17時まで

仙台国際センター3F 中会議室(白樺)

入場無料(裏面様式からお申込みください)

14:00 開会

(第1部)

14:05 ~ 15:15 基調講演

「外国人児童生徒を取りまく現状と課題、そして未来」

宮城教育大学附属国際理解教育研究センター准教授 市澤 錠紀 氏

15:15 ~ 15:35 現状報告

「仙台の外国人児童生徒教育の現状」

仙台市教育局学校教育部教育指導課指導主事 熊谷 礼子 氏

(第2部)

15:45 ~ 16:55 パネルディスカッション

「外国人児童生徒の教育支援について考える」

パネリスト 外国人の子ども・サポートの会代表 田所 紗衣子 氏

パネリスト 仙台市立八幡小学校教師 両部 真智代 氏

パネリスト 仙台中華文化交流協会副会長 李 王寧 氏

コメンテーター 市澤 錠紀 氏

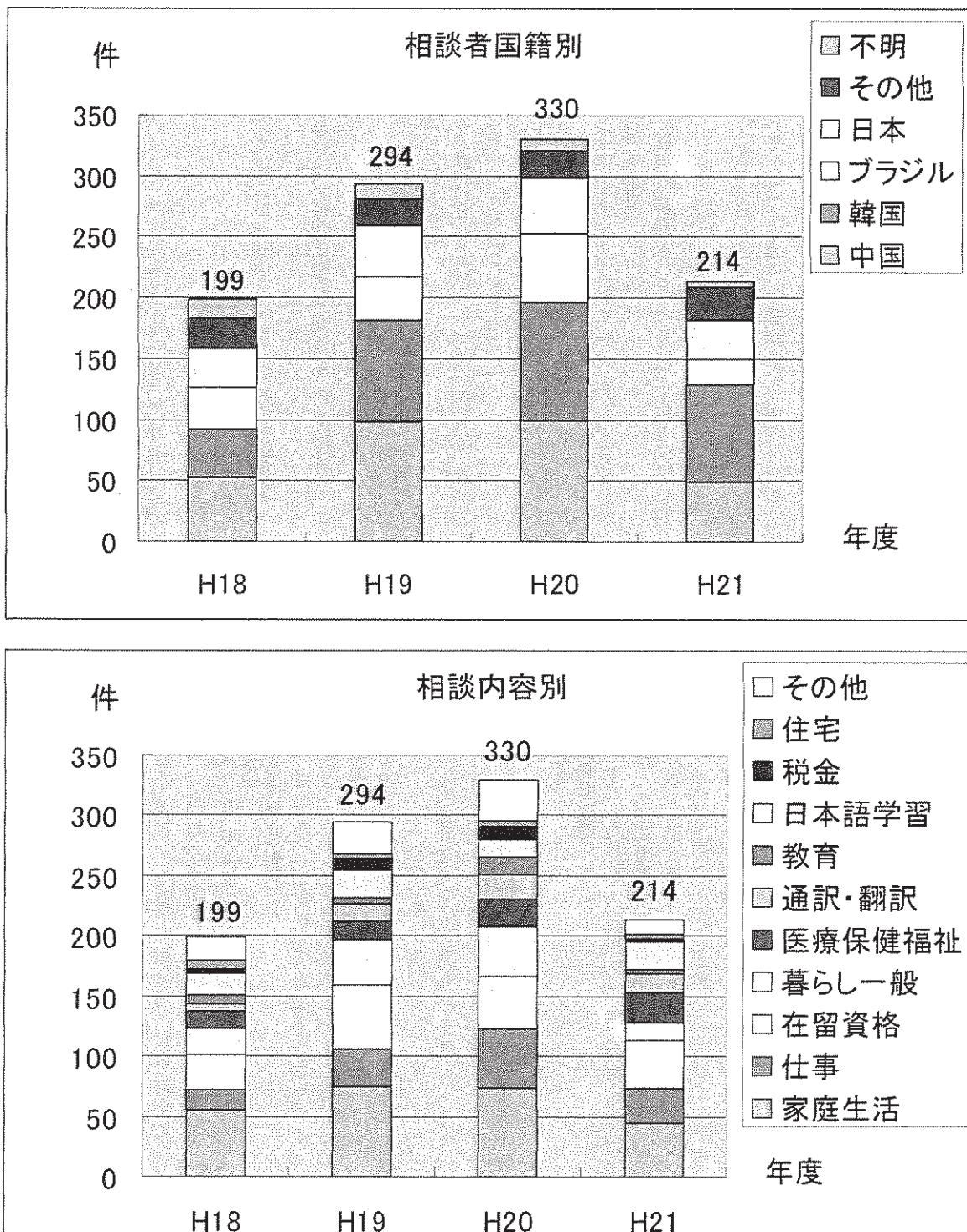
コーディネーター 仙台国際交流協会企画事業課長 小原 信一 氏

17:00 閉会

■ 催 宮城県・宮城県人種差別活動ネットワーク協議会
■ 共 催 仙台市・物仙台国際交流協会・財宮城県国際交流協会

SOYINK はこの出版物に使用しています。

みやぎ外国人相談センター 相談対応実績



※H21は上半期のみの実績

H21.4.30(木) 河北新報
(朝刊)

年明け急増 ポルトガル語電話相談

不況 暮らしの現場

レトロモードでアラジンランプを出典させ、映画館で話題となり、その後も着用が続いたが、因縁は深めで印象なものばかり、「おお、おお」と拍手喝采が響き渡る。相談が特に多いのは二箇市内の日系ブランドの人。同市では、市内の自動車部品製造工場の生産縮小で、関連会社で働くブラジル人が一月末から段階的に解雇された。市外への転出者が増え、約

再就職、不払い…「頼れる人いない」



卷之三

相談會

窓口は二〇〇四年に設置され、四月あたりで既に約四十件と、前年実績に並びついでいる。相談は一日一、二件で年間五十件前後だった。今年一月以降、一変して、多い日は一日六、七件に増え、ほとどどが運営相談は、解雇への不安や失業給付の質問が多く、多い日は一日六、七件に増え、ほとどどが運営

相談が寄せられる。かつて宮城県内にいた
談窓口を知っていた人が多く、遠方からの
談の急増は、景気悪化で「拡散」を余儀
されたアラジル人社会を映し出している。

五百人いたチラジル人は、つてゐる」（松原さん）約十分の一に減った。のが裏情だ。

工場が撤退。失職者の大半が派遣会社を頼って

あり、同窓会議員が地元 移住が増えたため。もし 強じられていぐ。
の方面を連絡するに連絡 もう町では約千人の工場撤退のたびに人

日系フランジル人 全国カラソス

大型連休中の「新型インフルエンザ」 外国人相談窓口の体制整備について (周知依頼)

発信元：MIA 財団法人宮城県国際交流協会

平素より当協会の業務に関しましては御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当協会では、宮城県からの委託を受け別添カードの内容で「外国人相談センター」を開設しておりますが、今般の「新型インフルエンザ」の予断を許さない状況の変化に鑑み、下記の通り大型連休中も「新型インフルエンザ」に関する相談に限り、電話による多言語相談受付を行うこととなりましたので、周知にご協力をお願い申し上げます。

また、医療機関に日本語が不自由な外国人患者が受診した場合については平常どおり 24 時間通訳補助等の相談に対応いたします。(専用 Tel.090-5180-5343)

記

■対応期間 平成21年5月2日(土)～5月6日(水)

午前9:00～午後4:00

※なお、5月7日(木)以降は通常の相談体制で受け付けます。

■受付相談内容 「新型インフルエンザ」に関する相談に限る

■相談窓口代表電話 **Tel.022-275-9990**

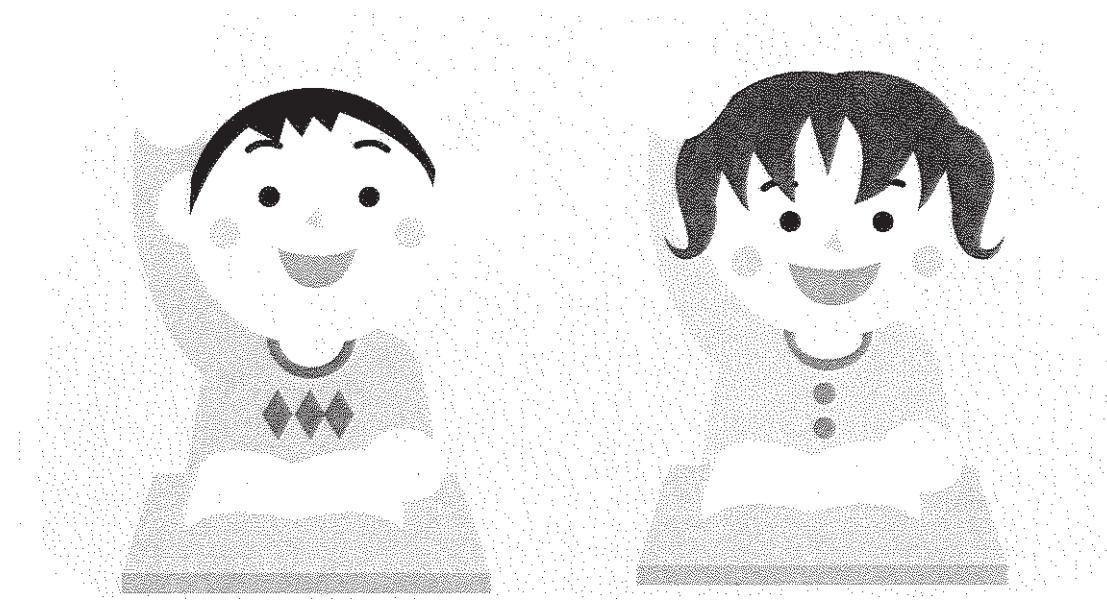
英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・日本語の各言語でそれぞれの言語の専用電話番号を御案内します。

~本件に関するお問い合わせ~
(財)宮城県国際交流協会 企画事業課
Tel.022-275-3796/090-5180-5343

外国人相談窓口	連休期間に開設	開設時間は午前9時～午後4時まで	新型インフルエンザの相談に限って受け付ける。七日以降は通常業務で対応する方針。連絡先は022-(2)75-9990。	英語と中国、韓国、ポルトガル、スペインの各言語について、通訳できる人につながる電話番号をテープで案内する。日本語のメッセージも流れ、外国人の患者を受け入れる医療機関からの問い合わせにも感じる。
県国際交流協会は、県内外の外国人からの新型インフルエンザについての相談を受け付ける窓口を開設する。	県国際交流協会	午後4時まで	新型インフルエンザの相談に限って受け付ける。七日以降は通常業務で対応する方針。連絡先は022-(2)75-9990。	本語のメッセージも流れ、外国人の患者を受け入れる医療機関からの問い合わせにも感じる。

もしも、

日本語のわからない子どもが転入してきたり…



ご利用ください

MIA外国籍の子どもサポートセンター

増加する人口の二人に一人が外国籍の方たちという宮城県。

最近では、家族の来日とともに宮城県にやってくる外国籍の子どもたちも増えています。

それに伴い、県内各地の小中学校など教育の現場では、日本語学習支援を必要とする児童生徒への対応に苦慮しています。

子どもたちの置かれている状況も、いすれは本国へ帰るケース、将来にわたり日本で暮らすケース、目前に高校受験を控えているケースなど実にさまざまです。

こうした子どもたち一人ひとりの状況に合わせた日本語指導や母語による支援を、教育現場だけで担うことばかり難しいことといえます。

日本語教育の基礎を身に付けた人材や母語に精通した人材が教育の現場にサポーターとして入ることで、教育現場の負担はかなり軽減されることでしょう。

次代を担う子どもたちは、地域の、地球のかけがえのない宝です。国籍の如何にかかわらず、子どもたちが心身ともにすくすくと学校生活を送ることができるよう、MIA財団法人宮城県国際交流協会がお手伝いします。

もしも、日本語のわからない子どもが転入してきたり…

どうぞお気軽にご相談ください

☎ 022-275-3796

平成 21 年度版

後援：宮城県教育委員会 仙台市教育委員会

日本語のわからない子どもが転入してきた場合、留意すべきポイントは？

- ①日本語指導はできるだけ早い時期に開始することが望ましく、日本語を効率よく身に付けさせるためにも「日本語指導は、国語指導とは全く異なるもの」だということを認識し、日本語指導の経験を持たない担任など学校内の人材だけで対応しようとしない。
- ②保護者との面談は早い段階で行い、必要であれば母語支援サポート一を活用し、確実な意思疎通を図る。
- ③日本語による会話能力が高くても、教科を理解するための日本語能力が高いとは限らないことを理解する。

では、具体的にはどうしたらよいのでしょうか？

- ①日本語のわからない児童生徒が転入してきた場合、まず所管の市町村教育委員会に独自の支援制度があるかどうかを確認し、制度が設けられている場合は、その制度の活用を申請する。(例:仙台市教育委員会「外国人子女等指導協力者派遣事業」)
- ②所管の市町村教育委員会に支援制度がない場合あるいは、その制度の対象から外れた場合は、《MIA外国籍の子どもサポートセンター》へ相談し、必要な支援について協議する。

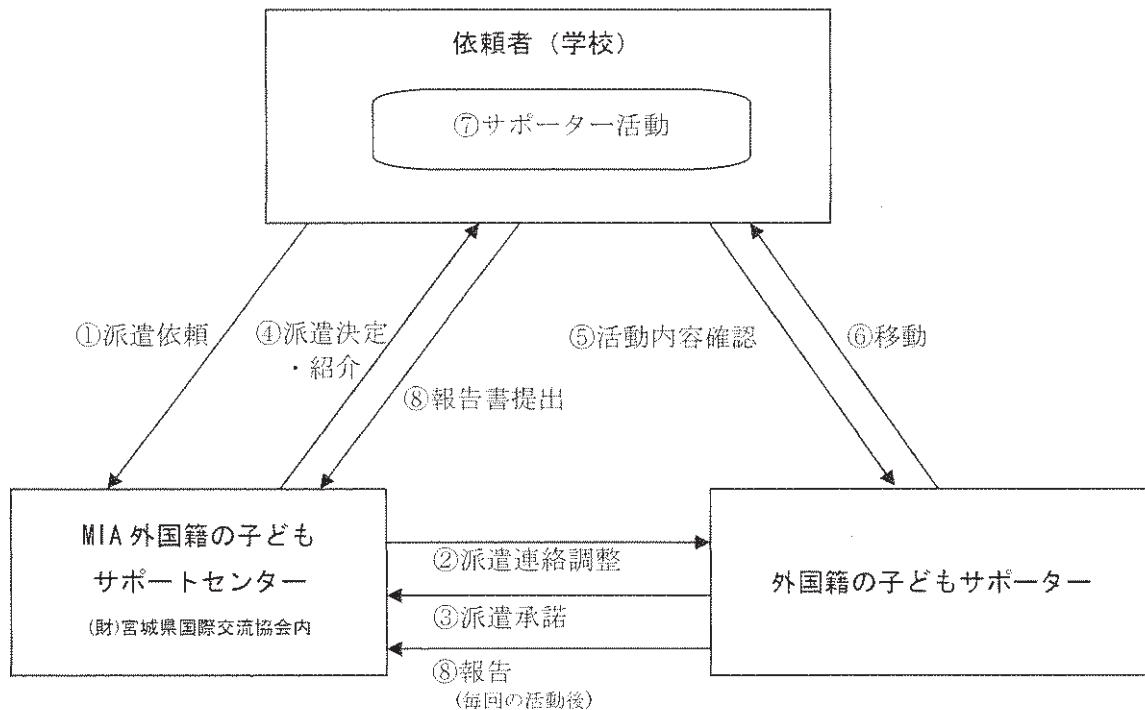
《MIA外国籍の子どもサポートセンター》には、具体的にどんな支援メニューがありますか？

- ①日本語学習支援センターの派遣（別表派遣ガイドライン参照）
- ②母語支援センターの派遣（別表派遣ガイドライン参照）
- ③子どもを対象とした日本語指導教材・教科指導教材等の教材の貸出し。
- ④その他、進学に関することなど外国籍の児童生徒の教育全般に関わること。

別 表

《MIA外国籍の子どもサポートセンター》派遣ガイドライン

1 派遣の流れ



※派遣には万全を期しますが、登録サポートターの状況により、対応が不可能な場合も考えられます。何卒、ご了承願います。

MIA 外国籍の子どもサポートセンター

【連絡先】 〒981-0914

仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号 宮城県仙台合同庁舎7階

財団法人宮城県国際交流協会内

受付時間：月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分（休日は除く）

TEL: 022-275-3796 FAX: 022-272-5063

E-mail: mia@k2.dion.ne.jp

2 外国籍の子どもサポーターが派遣の対象となる活動

- (1) 県内の小・中学校における、外国籍児童生徒や保護者と学校側との意思疎通を補助するための通訳や翻訳
- (2) 県内の小・中学校における、外国籍児童生徒を対象とした日本語学習支援
- (3) 県内の小・中学校における、外国籍児童生徒を対象とした教科学習支援

3 活動の内容と外国籍の子どもサポーターの種類

活動内容によって、派遣サポーターの種類が変わってきます。

サポーターの種類	活動内容
母語支援サポーター	上記2の(1)、(2)、(3)
日本語学習支援サポーター	上記2の(2)、(3)

4 外国籍の子どもサポーターの派遣回数

サポーターの派遣回数は、学校の所在地によって異なります。

派遣依頼者	派遣回数
仙台市内の小・中学校	児童生徒1人につき最大20回 <small>※外国人子女等指導協力者派遣事業（仙台市教育委員会）と併用</small>
仙台市以外の小・中学校	児童生徒1人につき最大40回

5 外国籍の子どもサポーター派遣にかかる費用

各サポーターには、(財)宮城県国際交流協会から謝金と交通費が支払われますので、依頼される学校側の負担はありません。ただし、必要とされる教材費等につきましては、学校側あるいは保護者の方でご負担願います。



外国人支援通訳サポーター育成紹介事業の御案内

1 目的

定住型外国人や外国人観光客の増加に鑑み、その生命や健康を守るうえで重要な分野となる保健所や医療現場或いは教育・労働・福祉など公的相談窓口で日本語能力が十分ではない外国人が不利益を蒙ることがないよう県民参加の通訳サポーター体制を構築することにより、誰もが安心して保健・医療・公的サービスを受けられるような地域づくりを推進していくことを目的としています。

2 外国人支援通訳サポーターの紹介対象業務

- (1) 県又は市町村が行う、外国人等を対象とした保健に関する業務です。
- (2) 県内の病院又は診療所等が行う、外国人等を対象とした医療に関する業務です。
- (3) 県内の教育・労働・福祉機関が行う、外国人等を対象とした各種相談業務です。

3 外国人支援通訳サポーターの紹介依頼者(機関)

- (1) 紹介依頼者は、県又は市町村の保健関係機関、医療関係機関、その他2に表記する各種公的相談機関です。外国人本人から通訳サポーター派遣希望があった場合でも、必ず機関を介し依頼を行ってください。
- (2) 通訳サポーターを介在させる場合には、患者や相談者等の了解を得たうえで行ってください。

4 外国人支援通訳サポーターの紹介依頼の受付

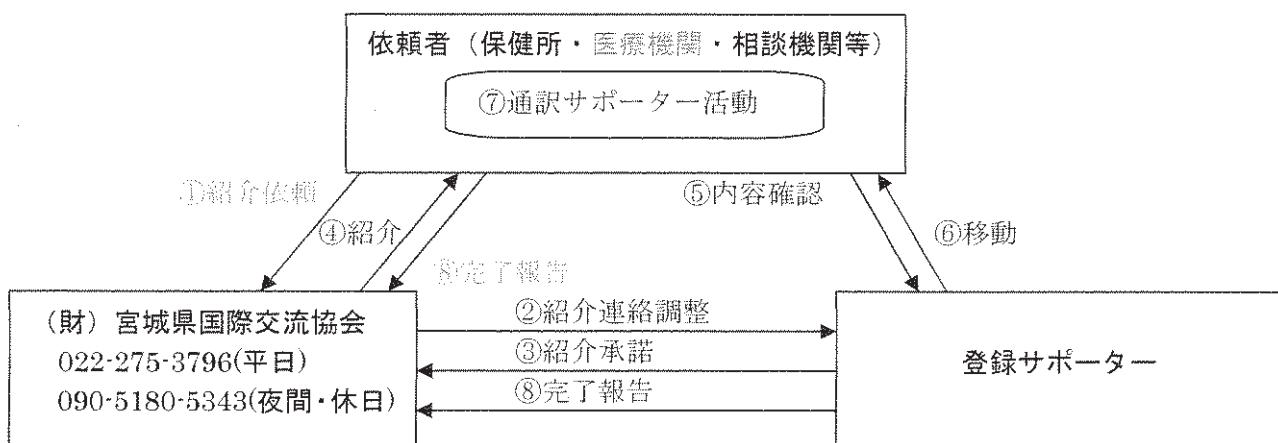
通訳ボランティアの紹介依頼の受け付けは、財団法人宮城県国際交流協会（以下「協会」という。）が業務時間内に行ってています。ただし、保健・医療通訳については、専用携帯電話を併用し24時間体制で受け付けけています。

5 外国人支援通訳サポーターの登録資格

県内在住の20歳以上の方で、協会が実施する実務研修会（相談者／患者および自分のプライバシーの保護、通訳者としての心得など）を受講し、通訳可能な語学力がある方です。

（2009年11月現在、16言語／110名登録）

6 外国人支援通訳サポーター活動フロー



6 外国人支援通訳サポートー活動中の事故等に係る補償

通訳活動中の事故等に備え、協会では宮城県地域福祉総合補償制度の「サービス従事者傷害保険」に加入します。

7 外国人支援通訳サポートーの費用弁償

通訳サポートーの活動に伴う費用については、下記の額を基本として紹介依頼者(機関)が負担することになります(ただし、費用の全部又は一部の負担を患者、相談者等に求める場合には、予め本人の了解を得ること)。

(1) 謝礼

最初の2時間までは2,000円とし、1時間増すごとに1,000円を加える。

(2) 交通費

自家用車の場合は、活動先までの片道移動距離が20kmまでは1,000円とし、10km増すごとに500円を加え、駐車料金は実費。その他の交通機関の場合は実費負担。

お願い

- ① 繼続して通訳を依頼する場合は、通訳サポートーと直接交渉するのではなく、必ず当協会を経由してご依頼願います。(当協会が関知しない派遣において事故があった場合、前述6項の保険の適用外となる場合もあります。)
- ② 通訳活動終了後、必ず当協会あて「完了報告」をお願いいたします。
- ③ 医療通訳サポートーにつきましては、誤訳等を防ぐためできる限りの研修、研鑽を積んでおりますが、万が一、通訳サポートーの誤訳を原因とする事故が発生した場合については「医師(医療業務)賠償責任保険」を適用願います。

財団法人宮城県国際交流協会とは…

1987年に宮城県により地域における国際化推進を目的に設立された組織です。

1990年には、自治省(現総務省)により「地域国際化協会」として認定されました。

英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・イタリア語のネイティヴ・スピーカーによる相談が受けられる《みやぎ外国人相談センター》も開設しています。Tel.022-275-9990(専用番号)

〒981-0914

仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 宮城県仙台合同庁舎7F

Tel.022-275-3796 Fax.022-272-5063

E-mail mia@k2.dion.ne.jp 【担当／企画事業課 大村】

MIA ニューカマーのための生活対応支援プログラム実施要領 (クレア助成事業)

1 実施目的

本県においては、おもに日本人の配偶者として東アジアから来日し定住化する外国人の増加が顕著であり、そうした人たちを始めとした外国籍県民との共生のための環境整備が急務となっている。

外国籍県民がいつまでも支援を受ける側にとどまるのではなく、将来的には自立した地域社会の構成員となってもらうためにも、来日初期の適切な情報提供、日本語習得支援は必須であり、当協会では、平成元年度より全国でも例のない短期集中型カリキュラムの日本語講座を主催し、日本語習得及び母語による情報収集の機会を提供してきた。

本事業では、同講座受講者を始めとした外国籍県民を対象として、保健・医療、防災、ゴミ処理、就労に関する講座および公的施設を活用した体験型研修を実施することにより、日本語習得支援だけではなく、日常生活に関するより具体的・実践的な情報を広く提供し、本県でのスムーズな生活のスタートを支援するものである。

2 実施内容

MIA日本語講座受講生をはじめとした外国籍県民を対象として下記のプログラムを行う。

① 保健、医療説明会(平成21年5月実施予定)

定期健診・予防接種等の保健サービス、病院利用の方法などを知るための専門家による説明会を実施し、自身が病院等にかかるときの備えとして役立ててもらう。

② ゴミ処理施設体験研修(平成21年7月実施予定)

リサイクルセンター・ごみ処理施設などを見学し、行政によるごみ処理の取り組みを知り、生活に役立ててもらうとともに、環境保護に対する理解を深める。

③ 防災施設体験研修(平成21年10月実施予定)

県内にある擬似津波体験施設や防災センター等を体験研修し、近いうちに起こるといわれている宮城県沖地震への備えとして役立ててもらう。

④ 外国籍県民による就職懇談会(平成21年12月実施予定)

就職希望の方のために、県内の企業等で働くMIA日本語講座修了生を招き、求職活動の経験や、実際に仕事をするうえでどのようなことが問題があるかを語ってもらい、自身の就職活動に役立ててもらう。

4 参加料

- ①、③は無料
- ②、④のバスでの見学会については、参加者一部負担。

5 普及啓発

本事業への参加を呼びかけるためのチラシ(1,200枚／300枚×4企画)、ポスター(200枚／50枚×4企画)を作成し、本協会主催の日本語講座はもちろん、県内各地の日本語教室、或いは公民館や留学生宿舎等に設置、掲示することで、県民へのアピールも同時に図る。また、各企画ごとに、日本語併記の英語・中国語・韓国語によるマニュアルを作成し、参加者のみならず希望する外国籍県民にも配布し、活用してもらう。

